

生駒市教育委員会規則第1号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月28日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「助役専決」を「副市長専決」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。